

三豊市週休２日制工事実施要領

１．目的

本実施要領は、工事における週休２日の確保に向けて実施する、三豊市週休２日制工事に関して必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

２．用語の定義

（１）週休２日

①完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議した上で、当該日に代わる日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。

②月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（３）工事着手日

工事開始日以降、工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）を含めて、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

（４）工事完了日

現場での継続的な作業が終了した日をいう。

（５）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない作業のみを行った場合は現場閉所日とする。

（６）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通

して現場作業がない状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日（現場休息日）の日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日（現場休息日）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 前3号の規定にかかわらず、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、第1号及び第2号中の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。この場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更すること。
- ②現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。
- ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日の場合は、現場閉所日の日数に含めること。

4. 対象工事

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事とする。ただし、対象工事の選定にあたっては、以下に該当する工事を対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
- (5) その他4週8休以上の現場閉所が困難であると認められる工事

5. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた次の補正係数により労務費（予定価格の基礎となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）の労務費）等を補正する。

表 1

()内補正は港湾・漁港工事

	土木工事(港湾・漁港) 農業土木関係等工事 森林整備保全事業等工事		営繕工事 解体工事	
経費区分	完全週休 2日(土日)	月単位の 週休2日	完全週 休2日(土 日)	月単位 の週休2 日
労務費	1.02(一)	1.02(1.02)	1.02	1.02
機械経費(賃料)	—(一)	—(一)	—	—
共通仮設費率	1.02(一)	1.01(1.02)	—	—
現場管理費率	1.03(一)	1.02(1.03)	1.01	—

(2) 積算及び変更方法

①土木工事・営繕工事・解体工事・農業土木関係等工事・森林整備保全事業等工事

ア 「完全週休2日(土日)」の達成を前提に前号により労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を「月単位の週休2日」が達成した場合のものに変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

イ 契約変更においては、三豊市工事請負契約約款第24条の規定に基づき行うものとする。

ウ 工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を「月単位の週休2日」が達成した場合のものに変更又は補正係数を除した変更を行う

ものとする。

②港湾工事・漁港工事

4週8休に満たない場合は補正係数を1.00とする。

この場合において、三豊市工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。

6. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、入札公告、指名通知書、特記仕様書に記載する。

7. 実施方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

ア 受注者は、工事着手日までに現場閉所（現場休息）予定日を記載した工程表を監督職員に提出し、監督職員は受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施している期間等について受注者と監督職員で協議の上決定する。

ウ 分離発注工事の各受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定を調整したうえで工程表を作成し、監督職員に提出する。

②工事着手後

ア 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には現場閉所（現場休息）予定日を記載した工程表を修正の上、監督職員に提出し、協議しなければならない。

イ 監督職員は、受注者より提出された現場閉所（現場休息）予定日が記載された工程表と月間工事報告書に添付される工事日報等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

ウ 受注者は、工事完了日に現場閉所（現場休息）実施日を工程表に記載した資料を監督職員に提出し、確認を受ける。

③その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存書類（月間工事報告書等）の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）予定日の前日等に、現場閉所（現場休息）日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ウ 工事一時中止を行う場合等対象期間を変更する必要がある場合は、受注者と監督職員で協議を行う。

(2) 工事中の標示

受注者は、工事看板（工事名称、発注者等を示す表示板）に週休2日制工事である旨を明示する。

(3) 工事成績評価

発注者は、当該工事が工事成績評価の対象工事である場合、受注者の週休2日の取り組み状況に応じて、評価する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の三豊市週休2日制工事実施要領の規定は、令和7年6月1日以後の入札公告等に係る工事から適用する。

別表 1

市場単価の補正係数(土木工事・港湾工事・漁港工事・農業土木関係等工事・森林整備保全事業等工事)

名 称	区 分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02
	剪定	—	—
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表 2

標準単価の補正係数(土木工事・港湾工事・漁港工事・農業土木関係等工事・森林整備保全事業等工事)

名 称	区 分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01

ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子上パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別表 3

市場単価の補正係数(港湾・漁港工事)

名 称	補正係数
	月単位の週休 2 日
底面工	1.01
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02
止水版工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工(水中施工)	1.02

吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

別表4 市場単価等の補正係数（営繕工事（建築工事））

工種	月単位の週休2日及び完全週休2日		工種	月単位の週休2日及び完全週休2日	
	新営	改修		新営	改修
仮設工事	1.01	1.01	金属工事	1.01	1.09
土工事	1.01	1.01	左官工事（仕上塗材仕上）	1.01	1.01
地業工事	1.01	1.01	左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.01	1.16
鉄筋工事	1.01	1.01	建具工事（ガラス）	1.01	1.10
コンクリート工事	1.01	1.01	建具工事（シーリング）	1.02	1.16
型枠工事	1.01	1.01	建具工事（建具）	1.01	1.01
鉄骨工事	1.02	1.02	塗装工事	1.01	1.15
既成コンクリート	1.01	1.01	内外装工事	1.01	1.13
防水工事	1.01	1.08	内外装工事（ビニル系床材）	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	1.01	1.14	ユニットその他工事	1.01	1.01
石工事	1.01	1.01	排水工事	1.01	1.01
タイル工事	1.01	1.01	舗装工事	1.01	1.01
木工事	1.01	1.01	植栽及び屋上緑化	1.01	1.01
屋根及びとい	1.01	1.01			

別表5 市場単価等の補正係数（営繕工事（電気設備工事））

工種	摘要	月単位の週休2日及び完全週休2日	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	鋼板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

別表6 市場単価等の補正係数（営繕工事（機械設備工事））

工種	摘要	月単位の週休2日及び完全週休2日	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22